## 税務キャッチ・アップ 法人税関係

## 「中小法人等」と「中小企業者」との違い

## 1 はじめに

中小企業は大企業に比べると, 資本力や信用力で劣る状況であ る。このような中小企業を税制 面でバックアップするのが軽減 税率などの優遇税制である。

しかし、大企業の子会社であれば、その親会社である大企業のバックアップが受けられるため、税制面での優遇は必要ないと考えられている。

そこで優遇措置が受けられない法人はどのような法人かを, 法人税法における「中小法人 等」と租税特別措置法における 「中小企業者」に分けて確認し, その違いを認識することにする。

- 2 主に法人税法における 「中小法人等」とは
- (1) 優遇措置が受けられる「中小法人等|

- ① 普通法人のうち、資本金の 額若しくは出資金の額が1億 円以下であるもの又は資本若 しくは出資を有しないもの
- ② 公益法人等又は協同組合等
- ③ 人格のない社団等
- (2) 優遇税制が受けられない大企業の子会社とは

資本金の額又は出資金の額が 1億円以下の普通法人であって も,次の普通法人は優遇措置が 受けられる「中小法人等」から 除かれる。

① 大法人との間に大法人による完全支配関係がある法人

② 完全支配関係がある複数の 大法人に発行済株式等の全部 を保有される法人

なお大法人とは、資本金の額 又は出資金の額が5億円以上で ある法人をいう。

- 3 主に租税特別措置法における「中小企業者」とは
- (1) 優遇措置が受けられる「中小企業者|

租税特別措置法において,「中 小企業者」とは,次のとおり定 義している(措法42の48六, 措令27の4<sup>(2)</sup>)。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本又は出資を有しない法 人のうち常時使用する従業員 の数が1,000人以下の法人
- (2) 優遇措置が受けられない大 企業の子会社とは

資本金の額又は出資金の額が 1億円以下の法人のうち、次に 掲げる法人は、優遇措置が受け られる「中小企業者」から除か れる。

- ① その発行済株式又は出資の 総数又は総額の2分の1以上 が,同一の大規模法人の所有 に属している法人
- ② 上記以外で,その発行済株 式又は出資の総数又は総額の 3分の2以上が,複数の大規 模法人の所有に属している法 人

上記の大規模法人とは、資本 金の額若しくは出資金の額が1 億円を超える法人又は資本若し くは出資を有しない法人のうち 常時使用する従業員の数が 1,000人を超える法人をいう。

- 4 「中小法人等」と「中 小企業者」との違い
- (1) 大法人・大規模法人の資本 金の違い

優遇税制の対象とならない「中小法人等」の判定における 大法人とは資本金が5億円以上 の法人であるが、「中小企業者」 の判定における大規模法人は、 資本金が1億円以上の法人であり、大法人(大規模法人)の資 本金に違いがある。

(2) 大法人・大規模法人の支配 関係の違い

「中小法人等」の判定における大法人の支配関係は、完全支配関係であり、さらに株式を間接に所有する関係も含まれるが、「中小企業者」の判定における大規模法人の支配関係は、2分の1以上の所有関係、又は3分の2以上が、複数の大規模法人が所有する関係であり、間接的に所有する関係は含まれない。

よって大法人(大規模法人) の支配関係や間接所有関係に違 いがある。

## 5 おわりに

上記のとおり、大会社の子会 社は、税制上の優遇措置が適用 できない場合が考えられるが, 法人税法における「中小法人 等」の判断と,租税特別措置法 における「中小企業者」の判断 では、大会社の資本金や支配関 係に違いがあるため,慎重に確 認すべきである。